



食安発 0516 第 5 号
平成 25 年 5 月 16 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

浅漬の製造を行う施設に対する立入り調査について

浅漬の衛生確保については、昨年 10 月、漬物の衛生規範を改正し、これに基づき関係事業者への周知、指導の徹底、製造施設への立入り調査の実施についてお願いしたところです。

既にお知らせしているとおり、本年夏期においても、改善状況等の確認のため、下記により、浅漬を製造する施設に対する立入り調査を実施するようお願いします。

記

1 対象施設

農産物を原料とする浅漬を製造する施設であって、平成 24 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 2 号）に基づく立入り調査において、指導を行った施設及び遵守状況の確認を行っていない施設を優先して実施すること。

2 実施期間

平成 25 年 7 月末日までとする。

3 指導の内容

漬物の衛生規範（昭和 56 年 9 月 24 日付け環食第 214 号別添、最終改正：平成 24 年 10 月 12 日付け食安監発 1012 第 1 号）に基づき、各項目への適合性を確認し、適合しない場合には改善を指導すること。

特に、一定の規模の製造を行う施設（1 日の最大製造量が概ね 100kg 以上）においては、指導した内容について実施期間中に改善状況の確認を行うこと。

また、自主検査を実施していない製造者については、必要に応じて、漬物の衛生規範への適合性について収去検査で確認を行うこと。

4 指導結果の報告

別添様式により指導結果を取りまとめて、8 月 14 日（水）までに食品安全部監視安全課に報告すること。

なお、報告内容については、公表することとしているので了知願いたい。